

**（仮称）国立女性教育会館公共施設等運営事業及び
施設・設備長期維持管理業務委託
基本協定書（案）**

平成 26 年 8 月

独立行政法人国立女性教育会館

(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託に関する基本協定書 (案)

(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 (以下「本件事業」という。) に関し、独立行政法人国立女性教育会館 (以下「ヌエック」という。) と[]グループの代表企業である●●●●及び構成員である●●●●、●●●● (以下、合わせて「本事業者」という。) との間で、以下のとおり、基本協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本件事業に関し本事業者が落札者として決定されたことを確認し、本件事業の基本事項並びに国立女性教育会館 (以下「本件施設・設備」という。) を対象とする公共施設等運営権 (以下「本件運営権」という。) の設定、本件施設・設備の運営・維持管理等の各業務及びこれらに付随し関連する事項に関する「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 公共施設等運営権実施契約 (案)」(以下「運営権実施契約」という。) 並びに「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 施設・設備長期維持管理業務委託契約 (案)」(以下「維持管理業務委託契約」という。) を、本事業者の設立する本件事業の遂行者 (以下「事業予定者」という。) とヌエックとが締結することに向けての、ヌエック及び本事業者の義務を定めるものとする。

(当事者の義務)

第2条 ヌエック及び本事業者は、ヌエックによる本件運営権の設定並びにヌエックと事業予定者が締結する運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 本事業者は、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約締結のための協議においては、本件事業の入札手続における審査委員会及びヌエックの要望事項を尊重しなくてはならない。

(事業予定者の設立)

第3条 本事業者は、本協定締結後、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結までに、本件事業の遂行を目的とする事業予定者を設立し、事業予定者の設立後速やかに、その定款及び登記事項証明書をヌエックに提出するものとする。

2 前項の場合、本事業者は、必ず事業予定者に出資しなければならず、本事業者が保有す

る議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。

3 本事業者は、事業予定者及びその設立に関しては、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 事業予定者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。
- (2) 事業予定者を設立する発起人には、本事業者以外の第三者を含めてはならない。ただし、あらかじめヌエックの書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 事業予定者の定款の目的には、本件事業の実施（本件運営権の設定に関する事項を含む）及びこれに付随する業務のみを記載する。
- (4) 事業予定者の定款には、会社法第107条第2項1号イに定める事項についての定めを置くものとし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び会社法第140条第5項ただし書きに定める事項についての定めを置いてはならない。
- (5) 事業予定者の定款には、ヌエックの事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取り扱いを行う旨を定めてはならない。
- (6) 事業予定者は、会社法326条第2項に定める取締役会及び監査役の設置に関する定款の定めを置かなければならない。

4 運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の契約期間において、本事業者は、第4条に定める場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできない。

5 運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の契約期間においては、本事業者は、原則として出資比率を変更することができない。ただし、事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、ヌエックの利益を侵害しないと認められ、かつ変更後の本事業者の議決権が2分の1を超えるときは、ヌエックは当該出資比率の変更について協議に応じることができる。

6 本事業者は、事業予定者の設立後速やかに、設立時の出資者一覧を作成し、ヌエックに提出しなければならない。

(株式の譲渡)

第4条 本事業者は、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合、事前に書面によるヌエックの承諾を得なければならない。

2 本事業者は、前項のヌエックの承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙1記載の様式及び内容の誓約書をあらかじめヌエック宛に提出させるものとする。

3 本事業者は、第1項のヌエックの承諾を得て事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分をした場合には、かかる譲渡、担保決定設定又はその他の処分に係る契約書の写しをその締結後速やかにヌエックに提出するものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 本事業者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に掲げるものにそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

(1) 本件施設・設備の運営に係る業務 []

(2) 本件施設・設備の維持管理に係る業務 []

2 本事業者は、本協定締結後、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結までに、前項に定める本件施設の運営及び維持管理等に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに替わる覚書等を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書若しくは覚書等の写し等、各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、ヌエックに提出しなくてはならない。

3 第1項により事業予定者から本件施設・設備の運営及び維持管理等に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結)

第6条 ヌエック及び本事業者は、本協定締結後、平成27年2月末日までに、ヌエックによる本件運営権の設定並びにヌエックと事業予定者との間で運営権実施契約及び維持管理業務委託契約を締結させるものとする。

2 第1項の定めにかかわらず、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結前に、本事業者(第3号の場合にはその役員又は使用人)のいずれかに次の各号のいずれかの事由がヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結に関して生じたとき又は該当したときは、ヌエックは、本件運営権を設定しないこと並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約を締結しないことができる。

(1) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下「原処分」という。)又は独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。以下「審決」という。)を行い、原処分または審決が確定したとき。

(2) 独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消の訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又はその訴えが取り下げられたとき。

(3) 刑法(明示40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(4) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の

団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴力団対策法第2条第6号に規定する者をいい(構成員とみなされる場合を含む。)、以下「暴力団構成員等」という。)であるとき。

- (5) 暴力団又は暴力団構成員等が経営又は運営に事実上参加していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 暴力団構成員等であることを知りながら、そのものを雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (9) 下請け契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第4号から第8号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 第1項の定めにかかわらず、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結までの間に、本事業者のいずれかが、本事業の実施方針及び入札説明書に定める応募者の参加資格要件に定める事項を満たさなくなった場合、次の各号のいずれかに定める場合を除き、ヌエックは、本件運営権を設定しないこと並びに事業予定者と運営権実施契約及び維持管理業務委託契約を締結しないことができる。

- (1) 本事業者が、参加資格要件として定める事項を満たさなくなった本事業者に代わって、本事業の実施方針及び入札説明書に定める参加資格要件を有する者を本事業者に補充し、必要書類を提出した上で、ヌエックが参加資格要件の確認及び事業予定者の事業能力を勘案し、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。
- (2) 本事業の実施方針及び入札説明書で応募者の参加資格要件として定める事項を満たさなくなった構成員を除く本事業者の全員で、本事業の実施方針及び入札説明書に定める全ての参加資格要件を満たし、かつ事業予定者の事業能力を勘案し、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結後の事業運営に支障をきたさないとヌエックが判断したとき。

4 ヌエックは、本事業の入札において公表した資料の文言に関し、本事業者より説明を求められた場合、当該資料において示された本事業の目的及び理念に照らし、その条件の範囲内においてその趣旨を明確化するものとする。

5 ヌエック及び本事業者は、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

6 本事業者は、ヌエックによる本件運営権の設定並びに事業予定者とヌエックとの間で運

営権実施契約及び維持管理業務委託契約が締結された後、速やかに別紙2の様式による出資者保証書を作成してヌエックに提出するとともに、事業予定者の株式を保有する本事業者以外の者から、別紙1の様式による誓約書を徴求してヌエックに提出しなくてはならない。

(違約金)

第7条 ヌエックは、本事業者のいずれかが第6条第2項各号のいずれかに該当したときは、ヌエックが本件運営権を設定するか否か並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約を締結するか否かにかかわらず、本事業者に対し本件事業に係る落札価格（運営権実施契約に関する本事業者の提案運営権対価及び維持管理業務委託契約に関する本事業者の提案価格の合計をいう。）の100分の10にかかる金額の違約金を請求することができる。かかる請求を受けたときは、本事業者は連帯して当該請求にかかる違約金を速やかに支払わなければならない。

2 本事業者の責めに帰すべき事由によりヌエックによる本件運営権の設定並びにヌエックと事業予定者との運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結ができない場合には、ヌエックは本事業者に対し、本件事業に係る落札価格の100分の10にかかる金額の違約金を請求することができる。かかる請求を受けたときは、本事業者は連帯して当該請求に係る違約金を速やかに支払わなければならない。

3 前2項の規定は、ヌエックに実際に生じた損害額が違約金額を超える場合において、その超過分につき、本事業者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(準備行為)

第8条 本事業者は、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結前にも、自己の責任と費用負担において、本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、ヌエックは、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

2 前項のヌエックの協力の結果は、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(運営権実施契約及び維持管理業務委託契約不調の場合の処理)

第9条 本件事業にかかる実施方針及び入札説明書において規定されている場合を除き、事由の如何を問わず、ヌエックによる本件運営権の設定並びに事業予定者とヌエックとの間で運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結に至らなかった場合、ヌエック及び本事業者が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、第7条に定める金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを、ヌエック及び本事業者は確認するものとする。

(秘密保持)

第10条 ヌエック及び本事業者は、本協定に関する事項につき知り得た相手方の秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及びヌエックが法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の終了の日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、ヌエックによる本件運営権の設定並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結に至らなかった場合には、第9条及び第10条を除き、本件運営権を設定しないこと並びに運営権実施契約及び維持管理業務委託契約の締結に至らないことが確定した時点で本協定の有効期間が終了するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以 上

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、ヌエック並びに本事業者がそれぞれ記名押印の上、ヌエック及び本事業者の代表企業が各1通を保有する。

平成●年●月●日

独立行政法人国立女性教育会館

[]グループ
(代表企業)

[]会社
代表者

(構成員)
[]会社
代表者

(構成員)
[]会社
代表者

(構成員)
[]会社
代表者

別紙1 誓約書の様式

平成27年●月●日

独立行政法人国立女性教育会館
理事長 内海 房子 殿

誓約書

独立行政法人国立女性教育会館（以下「ヌエック」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）と間で、平成27年●月●日付で締結された「(仮称)国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 公共施設等運営権実施契約（案）」及び「(仮称)国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 施設・設備長期維持管理業務委託契約（案）」（以下併せて「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項をヌエックに対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求しヌエックに提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書面でヌエックに通知し、その承諾を得ること。

以上

住 所
商 号
代表者

別紙2 出資者保証書の様式

平成27年●月●日

独立行政法人国立女性教育会館
理事長 内海 房子 殿

出 資 者 保 証 書

独立行政法人国立女性教育会館（以下「ヌエック」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）と間で、平成27年●月●日付で締結された「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 公共施設等運営権実施契約（案）」及び「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 施設・設備長期維持管理業務委託契約（案）」（以下併せて「本契約」という。）に関して、落札者である〔 〕会社、〔 〕会社及び〔 〕会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付をもって、下記の事項をヌエックに対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の総株主の発行済株式の総数は●株であること。
(2) 落札者の保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は〔 〕会社が、●株は〔 〕会社が、●株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。
(3) 落札者でない者が保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は〔 〕会社が、●株は〔 〕会社が、●株は〔 〕会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が、本件事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨をヌエックに書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかにヌエックに提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、ヌエックの事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保

有割合が、平成27年●月●日付でヌエックと[]グループの間で締結された基本協定書第3条に反する株式の譲渡、その他の処分は行いません。

以 上

[]会社
代表者

[]会社
代表者

[]会社
代表者

[]会社
代表者